

平成 29 年 1 月 31 日

東京都内
関係病院 御中

東京都福祉保健局保健政策部長
上 田 隆
(公 印 省 略)

がん検診精密検査結果の情報提供の取扱いについて

日頃より東京都の保健衛生行政につき格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
健康増進法第 19 条の 2 に基づき区市町村が実施するがん検診の精密検査について、精検結果の情報提供の取扱いは下記のとおりとなっているところです。
改めまして、今一度内容を御確認いただき、関係業務の取扱いについて、よろしくお取り計らい願います。

記

1 精密検査結果の提供について

区市町村又は区市町村から委託を受けたがん検診実施機関（以下、「検診実施機関」という。）に対する精密検査結果の情報提供については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 12 月 24 日付医政発第 1224001 号・薬食発第 1224002 号・老発第 1224002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知）において、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 3 号に該当する個人情報保護法の例外事項として認められています。

つきましては、区市町村又は検診実施機関からの求めがあった場合には、御協力方よろしく願います。

2 根拠

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（抜粋）

Ⅲ 医療・介護関係事業者の義務等

5. 個人データの第三者提供（法第 23 条）

（2）第三者提供の例外

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）

・ がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供

※ガイドライン全文は、以下URLよりご確認ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働政策全般 > 個人情報保護 > 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>)

3 問合せ先

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課成人保健担当

電 話 03-5320-4363

FAX 03-5388-1427